**令和６年度古河市浄化槽設置費補助金について**

**◎補助対象**

専用住宅に合併処理浄化槽（10人槽以下）を設置する場合で、汚水処理未普及解消につながるもの。

※公共下水道事業認可区域および、農業集落排水採択区域は補助の対象にはなりません。

**◎補助金額**

**〇合併処理浄化槽補助金額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人槽区分 | 設置基準(延べ床面積) | 補助金額 |
| 5人槽 | 140㎡以下 | 332,000円 |
| 7人槽 | 140㎡を超える場合 | 414,000円 |
| 10人槽 | 二世帯住宅等 | 548,000円 |

**〇単独処理浄化槽・くみ取り槽転換補助金額**

**令和6年度より、転換時の宅内配管工事費用も補助対象となりました。**

既設単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して合併処理浄化槽を設置（転換）する際に、合併処理浄化槽設置費補助の他に、宅内配管工事費用として30万円、更に既存物の撤去費用として12万円（単独槽の場合）または9万円（くみ取り槽の場合）を限度額とした上乗せ補助があります。

※確認申請を要する建築物の新築、改築又は増築に伴うものは対象外となります。

**◎申請期間**

**令和６年４月１日（月）～ 予算限度額に達するまで**

**◎申請方法**

**・初めに、令和６年度浄化槽設置費補助金チェックリストを（設置場所の地図と一緒に）環境課窓口へ提出して下さい。**

**・チェックリストを窓口へ提出後、審査期間（15日程度）を経て、補助対象または非対象の回答を致します。令和5年度より、チェックリストを電子申請**

**（LoGoフォーム）でも提出可能になりました。詳細は市ホームページを**

**ご覧ください。**

・補助対象の場合、「古河市浄化槽補助金申請の流れ」に沿い、添付書類と一緒に申請書を**環境課窓口へ直接提出（郵送不可）してください。**

・申請受付は先着順で、予約受付や不足書類がある状態での仮受付はできません

**※浄化槽設置工事後の補助金申請はできません**

**◎古河市浄化槽補助金交付申請の流れ**

**①浄化槽設置費補助金チェックリストの提出**

　　　　　　　　　・チェックリストに設置場所がわかる住宅地図等を添付してください。

**※このチェックリストは補助金申請の本申請書類ではありません。**

・電子申請（LoGoフォーム）からも提出できます。

**②補助対象・非対象の回答**

　　　　　　　　　・審査期間15日程度で回答します。

　　　　　　　　　・補助対象の回答後、補助金交付申請書の提出をお願いします。

**※本申請の受付は先着順で、予算がなくなり次第終了となります。**

**③浄化槽設置費補助金交付申請書の提出**

申請書に以下の書類を添付してください。

1. 関係機関の審査を完了した浄化槽明細書の写し又は浄化槽設置届出書の写し

② 設置場所の案内図

③ 工事請負契約書の写し

④工事費明細書の写し

⑤一般財団法人日本建築センターの型式適合認定書の写し

⑥浄化槽の構造図（型式適合認定書別添仕様書及び図面）

⑦令和6年1月1日現在の住所地に係る令和6年度の市区町村税（４月から６月までに補助金の交付を申請する者にあっては、令和5年1月1日現在の住所地に係る令和5年度の市区町村税）に滞納がない旨を証する書類

※証明願い（参考様式）を三和庁舎市民総合窓口室等へ提出することで取得できます。

⑧施工業者の浄化槽設備士証の写し

⑨浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込受付証明書の写し

⑩施工業者の浄化槽法第7条検査後の改善に関する誓約書（様式第2号）

⑪公共下水道事業又は農業集落排水事業に関する確約書（様式3号）

⑫既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して浄化槽を設置する場合にあっては、既　存単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去に係る工事請負契約書又は工事見積書の写し

⑬転換に伴って宅内配管工事を行う場合は、当該工事費用の明細書の写し

⑭土地を借りている場合は、所有権者の承諾書

⑮全国浄化槽推進市町村協議会に登録した登録証の写し及び登録浄化槽管理票（Ｃ票）

⑯一般社団法人全国浄化槽団体連合会及び公益社団法人茨城県水質保全協会が実施する浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証

⑰公共排水路等へ接続する場合は、管理者等の同意書又は許可書の写し

⑱敷地内処理の場合は、敷地内処理概要書、誓約書、蒸発散層の構造図等

⑲既製品の底盤を据え付ける場合は、その仕様書（寸法、強度、材質等の証明）

⑳その他市長が必要と認める書類

　　・委任状（任意様式）など

　　・誓約書（様式第７号）※令和6年度から追加※

**④補助金交付決定通知の送付**

　　　　　　　　・申請書を受付後、10日前後で交付決定通知書を申請者宛に送付します。

**※浄化槽設置工事は補助金交付決定通知書を受けてから行ってください。**

**⑤浄化槽設置工事開始**

･補助金制度提出工事写真例を参考に、各工程の写真を撮影してください。

・写真は申請者名、施工業者名、作業工程および内容などを記載した看板

と共に撮影してください。

・ポンプ槽がある場合、ポンプ槽の中が見える写真を添付してください

・ブロアーをセットした写真も忘れずに添付してください。

**※写真の不足がないよう十分注意してください。**

**⑥中間検査の実施**

･中間検査は、底盤コンクリート打設後、十分な養生期間を設けた後

に行います。

･**事前に日程調整を行い、必ず浄化槽設備士（申請書に添付した設備**

**士証の設備士）の立会い**をお願いします。

1. **工事完了実績報告書の提出（工事完了後30日以内に提出）**

①浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写し（一括契約）

②工事しゅん工図

③施工状況写真（敷地内処理の場合は装置の工事写真も添付）

④チェックリスト

⑤既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して浄化槽を設置する場合にあっては、次　に掲げる書類

ア　既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に係る工事写真

　　イ　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し又は最終処分場の発行する証明書の写し

ウ　撤去費用の請求書又は領収書の写し

エ　浄化槽使用廃止届出書の写し（単独槽撤去の場合）

⑥転換に伴って宅内配管工事を行った場合は、その工事の実施が確認できる写真

⑦浄化槽使用開始報告書の写し

⑧その他市長が必要と認める書類

　　・浄化槽設置費補助金交付請求書

　　・口座振込依頼書

　　・浄化槽設置工事費用が分かる領収書等の写し

　　・使用開始報告書　3部

1. **完了検査の実施**

・実績報告書提出後、完了検査を行いますので、日程調整を行い、

必ず浄化槽設備士（申請書に添付した設備士証の設備士）の立会いをお

願いします。

・完了検査は浄化槽が機能する状態で行います。

・接続された排管の状況確認も併せて行います。

**⑨交付額確定通知書の送付**

　　　　　　　・申請者へ確定通知書を郵送します。

1. **入金手続き**

・補助金の振込みには1か月程度かかります。

・通帳記帳をして振込状況をご確認ください。

**◎留意事項**

**・チェックリストの受付は令和6年4月1日（月）**からとなります。

**・申請書の提出はチェックリストの回答後にお願いします。**

**・申請書受付は先着順で、市予算の範囲内**となります（予約や仮受付はできません）。

・補助金交付申請書は**工事着工前**に提出して下さい。また、工事着工は浄化槽設置補助金交付決定通知書が届いた後に行って下さい。

・申請書提出の際には、本人署名か記名押印が必要となります。

・浄化槽設置工事には、県への登録または届出を済ませている必要があります。

・浄化槽工事は、補助事業年度内（3月末日）までに、完了検査 （実地検査を行い、適正であること）が終わるように進めて下さい。

・補助申請内容を変更する場合には、速やかに補助金交付変更申請書を提出し、承認を受けて下さい。また、明細書・設置届の変更を伴う場合には、浄化槽変更届出書を提出して下さい。

・本年度申請した工事を中止した場合、来年度以降に同じ申請をすることはできません。

・浄化槽設置費補助金交付請求書と口座振込依頼書を両面印刷にしないで下さい。

・その他不明な点がありましたら下記までお問合わせ下さい。

問合せ先

古河市役所　三和庁舎　環境課

TEL　0280‐76‐1511　内線2253

FAX　0280‐76‐1663